

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第23号

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例

見附市都市計画税条例（昭和53年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第 13 項を附則第 14 項とし、附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- （3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合）

- 6 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の見附市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。